

国際約束上の児童。ボルノの定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月二十九日

山田太郎

参議院議長山崎正昭殿



国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書

二〇一六年三月、児童買春や児童ポルノについて、国連女子差別撤廃委員会により対日勧告が行われ、国連特別報告者が国連人権理事会に報告を提出する見込みとなつていて、

これらを控え、国際約束上の児童ポルノの定義と日本の負う義務について政府の立場を確認するため、以下質問する。

一　日本が締結済みの国際約束のうち、児童ポルノを定義するのは、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」、「サイバー犯罪に関する条約」の二つであると認識しているが間違いないか。それ以外に存在する場合には、その名称を列挙されたい。

二　前記一で回答された児童ポルノを定義する国際約束において、児童ポルノの定義に「実在しない児童」について描写されたものを含むものは存在するのか、政府の認識を明らかにされたい。

三　日本が締結済みの国際約束における児童ポルノの定義に「実在しない児童」について描写されたものが含まれないのであれば、日本として、「実在しない児童」について描写されたものについて、児童ポルノとして制限を課す国際約束上の義務を負つていないと考えるが、政府の立場を明らかにされたい。

右質問する。

